

規約

豊橋技術科学大学 正規課外活動団体

トライアスロン部

第1章 総則

第1条 名称

本課外活動団体はトライアスロン部と称する。

第2条 設立

本課外活動団体の設立日は平成10年4月1日とする。

第3条 所在地

本課外活動団体は所在地を愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1
豊橋技術科学大学内に置く。

第2章 目的

第4条 目的

本課外活動団体は活動を通じて部員相互の親睦と理解を深めるとともに、
トライアスロンをはじめとするスポーツの振興を図ることを目的とする。

第5条 活動

本課外活動団体は前条の目的を達成するための活動を行う。

本課外活動団体の活動年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第3章 部員

第6条 入部

本規約に賛同し、部長への入部希望の申出により部長が承諾した者が部員
として認められる。課外活動団体更新期間外の入部が生じた場合、部長は
直ちに学生課にて課外活動団体登録名簿の追加記入を行なう。

第7条 会費

年会費は5,000円と定め、毎年課外活動団体更新期間に徴収を行なう。

途中入部における年会費は月割にて徴収を実施する。既納の会費はいかな
る理由においても返還しない。

第8条 部員間の連絡

本課外活動団体における連絡はメーリングリストへの投稿またはホームペ
ージへの掲載にて行なう。

第9条 部員の資格

部員に倉庫で管理する全ての物品の使用を許可する。

第10条 届出事項の変更

入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに部長に届け出る事とする。

第11条 退部

退部を希望する部員は、部長への退部届の提出、学生課への必要書類の提出を持って退会とする。会員の退会を妨げてはならない。

第12条 卒業生、修了生

本学卒業、修了に伴う退部の際は書類を必要としない。加えトリアスロン部OBメーリングリスト登録案内が通知される。

第4章 役員

第13条 役員

本課外活動団体には部長、副部長、書記、会計、渉外の5名の役員を置く。役員は原則本学第3学年に属する部員より選任され、9月に開催される総会において過半数の同意をもって選任が成立する。

第14条 部長の職務

本課外活動団体の代表を務め、トリアスロン部の活動を牽引し、加え事務の統括、総会の招集、総部会の出席、メーリングリストの管理を担う。

第15条 副部長の職務

部長の職務を補佐し、部長が不在時は代理を務める。

第16条 書記の職務

ホームページ管理を行なう。総会においては議事録を記入し、メーリングリスト投稿により部員への周知を行なう。

第17条 会計の職務

本課外活動団体の会計業務を執行し、加え倉庫・物品の管理を行なう。

第 18 条 渉外の職務

地域学生連合が開催する定例会に出席する。加え積極的に外部の情報を入手し、メーリングリストへの投稿またはホームページへの掲載にて部員に案内を行なう。

第 19 条 任期

毎年 10 月 1 日より翌年 9 月 30 日までとする。なお部長の交代は学生課への課外活動団体代表者交代届が必要とされる。

第 5 章 総会

第 20 条 総会の構成

本課外活動団体は活動年度中の毎週木曜日に定例総会を開催する。必要の都度、臨時総会を開くことができる。

第 21 条 招集

総会の招集は部長もしくは副部長によるメーリングリスト投稿により可能とする。なお部員の出席数にかかわらず総会を開催し、議決できるものとする。

第 22 条 議決

議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決する。

第 6 章 資産及び会計

第 23 条 資産の管理

本課外活動団体の資産は会計が管理する。

第 24 条 物品の損壊・紛失

部員が物品を損壊した場合は直ちに部長へ申し出る。原則弁償とするが、総会の決議によりその限りではない。

第 25 条 予算執行

会計は収入並びに支出の予算を立案して総会に提出し過半数の同意を持って承認を得るものとする。

第 26 条 決算

会計は年度末に決算を実施し、総会にて過半数の承認を得るものとする。
本課外活動団体の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 規約の変更と解散

第 27 条 規約の変更

この規約は、総会において部員の 4 分の 3 以上の賛成を得なければ変更することができない。

第 28 条 解散

本課外活動団体の解散は、総会において決議を得られなければならない。
解散に伴う残余財産の清算については総会の決議による。

第 8 章 補則

第 29 条 附則

本規約は平成 10 年 4 月 1 日に制定し、即日これを施行する。
本規約は平成 21 年 5 月 20 日に一部改定し、即日施行する。
本規約は平成 23 年 10 月 1 日に一部改定し、即日施行する。